

大都市東京の 養護老人ホーム



高齢者の生活を支えるセーフティネット

大都市 東京の養護老人ホーム

編集・発行

社会福祉法人 東京都社会福祉協議会
東京都高齢者福祉施設協議会 養護分科会

〒162-8953 東京都新宿区神楽河岸 1-1

TEL : 03-3268-7172 FAX : 03-3268-0635

東京都高齢者福祉施設協議会について

東京都社会福祉協議会（東社協）東京都高齢者福祉施設協議会は、東京都内の特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、地域包括・在宅介護支援センター、デイサービスセンターを会員とする組織です。

会員が相互に研さんを重ねながらサービスの質を高め、利用者主体による高齢者福祉の発展を目的として、施設で働く職員を対象とした研修会や実践研究発表会（アクティブ福祉 in 東京）、調査研究活動、制度の拡充を目指した提言活動（ソーシャルアクション）などを行っています。

養護老人ホームとは



身の回りのことが自分でできる“自立”した方から、“見守りや声かけ、少しの手助けがあれば自分でできる方”を対象者とし、その目的は「入所者が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓練その他の援助を行うことを目的とする施設（老人福祉法）」、つまり“施設は入所者がその心身機能や知識経験を十分に発揮できるように、スタッフによる専門的なサポート（また介護保険サービスも必要に応じて導入）を行い、その人らしく、施設という枠にとらわれずにできる限り自立した生活を送ることができるよう支援していく”ことを目的としています。

入所後、高齢化や心身状態の低下に伴い要介護状態になった場合は他の介護保険施設等に移ることがほとんどであり、そういう点では橋渡しを意味する“中間施設”とも言えます。

養護老人ホームの成り立ちとその存在意義

養護老人ホームの成り立ちは1932（昭和7）年の救護法（後の生活保護法）に基づき設置された「養老院」にまでさかのぼります。養老院は様々な生活困窮者のための施設でした。その後1963（昭和38）年に「老人福祉法」が施行され、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームへと分化しました。

時代は変わり、それまで施設入所は区市町村の判断で実施する“措置”により行われてきましたが“措置から契約へ”という介護サービスの大きな変化の中で“個人と施設との契約”が高齢者施設の主流になりました。

しかし支援や見守り、介護が必要でありながらも自ら契約できない、できる環境にない、または自らはしようしない高齢者は少なくありませんでした。

養護老人ホームは、契約というシステムには馴染まない要養護高齢者を区市町村が公的な判断により入所の決定をすることができる、老人福祉

法の中の“措置施設”として残され、高齢者施設の一翼として大変重要な役割を担っています。

このような状況の中、“老人福祉の原点”といえる養護老人ホームの存在意義は大きく、ますますその必要性が高まっています。

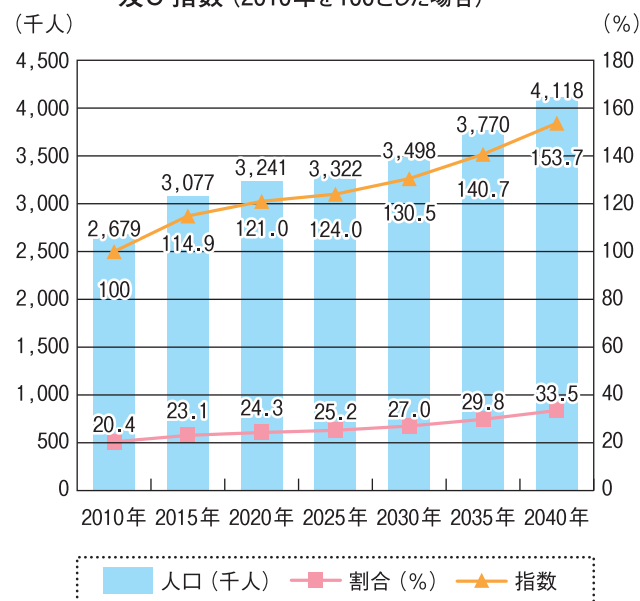
大都市東京の養護老人ホーム

東京の特色

我が国の高齢化は全国的な広がりを見せていますが、東京都を含む首都圏など三大都市圏では今後の高齢化がより顕著です。

2005（平成17）年から2035（平成47）年までの増加率の上位は大都市圏の都府県がほぼ占めています。

グラフ① 東京都の65歳以上人口と割合及び指数（2010年を100とした場合）



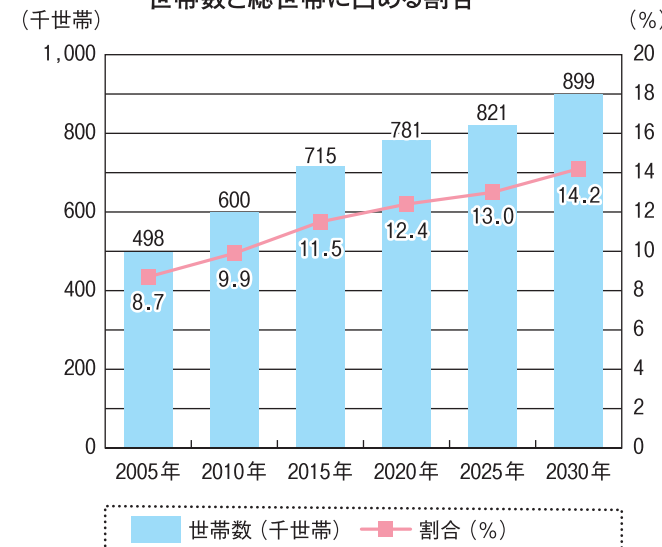
※「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）
国立社会保障・人口問題研究所」より作成

都内の65歳以上の高齢者は、2040（平成52）年には33.5%になることが予想され、3人に1人以上が高齢者という極めて高齢化が進んだ社会が到来することが見込まれています。

65歳以上の一人暮らし世帯は増加傾向であり、平成42年には約90万世帯、総世帯数に占める割合は14.2%と推計されます。高齢者が地域社

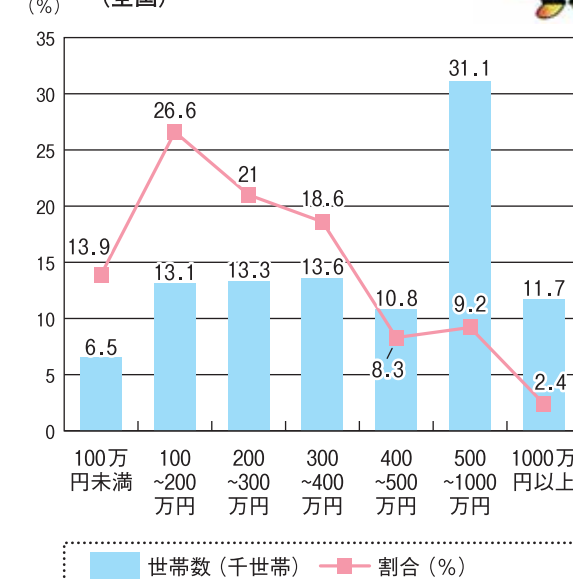
会から孤立したまま亡くなる、いわゆる「孤立死」が2191人（平成16年）から3839人（平成22年）と増加傾向にあります（東京都監察医務院「事業概要」）。

グラフ② 東京都の65歳以上の単身（一人暮らし）世帯数と総世帯に占める割合



※「日本の地域別将来推計人口（2013年3月推計）
国立社会保障・人口問題研究所」より作成

グラフ③ 全世帯と高齢者世帯の所得額割合（全国）



※「国民生活基礎調査（2011年）厚生労働省より作成

65歳以上の者のみ（または、これに18歳未満の未婚の者が加わった）の高齢者世帯の所得額は、年収200万円未満が約4割で低い世帯の割

合が高いことがわかります。

民間賃貸住宅の入居制限を行っている家主の40.6%が単身の高齢者は不可とし、34.9%が高齢者のみの世帯は不可としています。理由としては「家賃の支払いに対する不安」や「居室内での死亡事故等に対する不安」などが高い割合となっています（平成22年 日本賃貸住宅管理協会「民間賃貸住宅の管理状況調査」）。

今後、東京では高齢者の急激な増加に加え、都市部特有の問題から、生活保護受給者や低所得者、身寄りのいない孤立した方、行き場のない方、自ら解決困難な問題を抱える方、心身の病気を抱えた方、被虐待高齢者などの公的支援を必要とする高齢者が増加することは明らかです。

養護老人ホームの役割

地域包括ケアシステムの構築を目指している社会動向のなか、単身や高齢者世帯が多く、近隣との繋がりが希薄になっている都市部では、老朽化したアパートからの更新、新たな賃貸住宅契約も容易ではなく、加えて、東京の物価は全国的にも高く、低所得の高齢者にとっては生活維持が困難になる大きな要因にもなっています。

養護老人ホームは、このように社会的に疎外されている方、受け入れ場所のない方等の住まいとしての役割は大きくなっています。

一方で、それまでの生活習慣などから食生活や服薬管理、金銭管理などが必要で、在宅での生活が困難な方などへの生活支援という役割を担っています。

身体的には自立しているものの社会的・経済的などの各側面での課題を抱える高齢者への支援の中心的な役割を担い、今後、地域ニーズに応えるため、施設の機能を活用して高齢者の在宅生活を支援する取り組みを行うなど、地域包括ケアシステムの資源の一つとしての役割が期待されています。

高齢者虐待等により、在宅において生活することが困難となった方などが緊急的に入所し、安全に安心して過ごせるよう支援し、短期間の利用で在宅に戻ったり、継続的に生活することができる施設もあります。

養護老人ホームの入所について

>>> 入所の基準

養護老人ホームとは、老人福祉法第20条の4に規定された老人福祉施設です。原則として65歳以上で環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難という方が入所する措置施設です。

入所の対象者は、以下の①～③のいずれにも該当すること

①環境上の理由

〔健康状態〕

入院加療を要する状態でないこと。

〔環境の状況〕

家族や住居の状況など、現在置かれている環境の下では在宅において生活することが困難であると認められること。

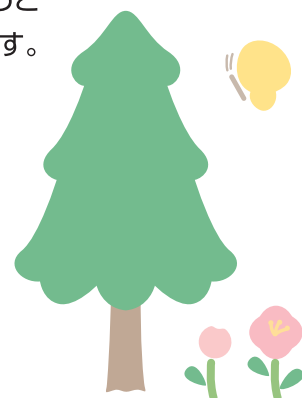
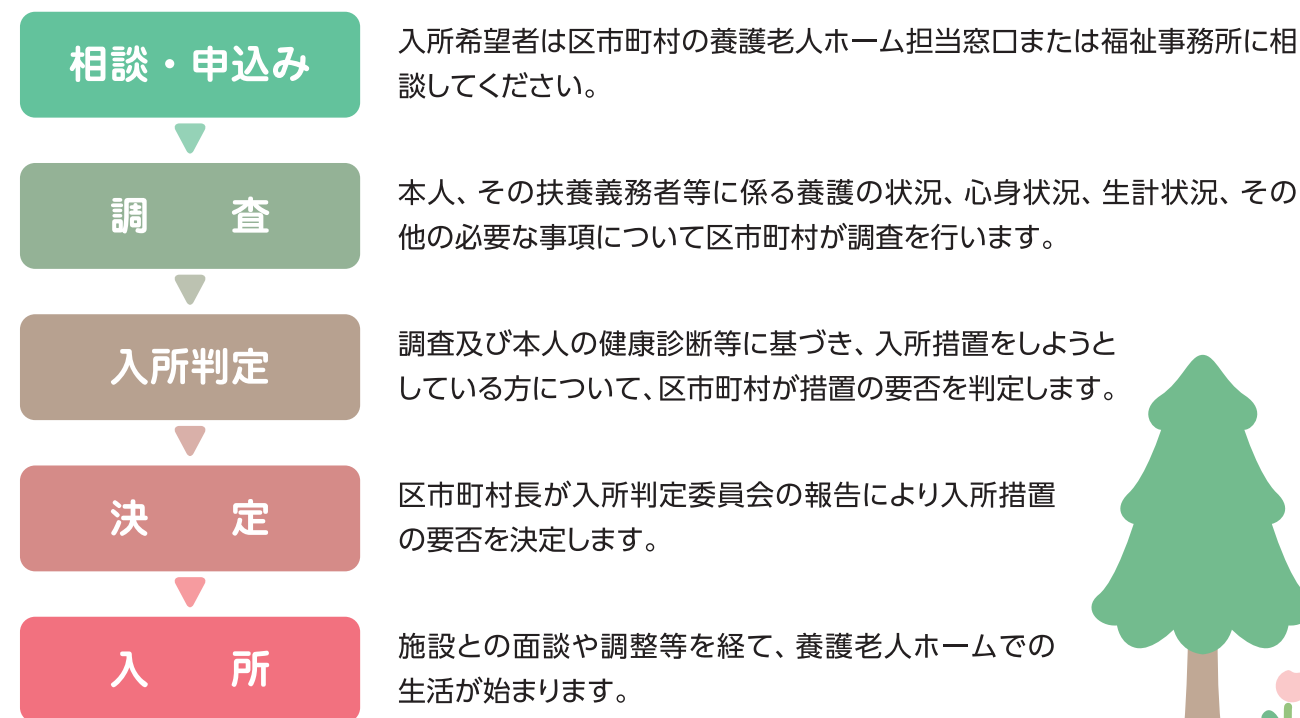


②経済的理由

以下のいずれかに該当すること。

1. 本人のいる世帯が生活保護を受けていること
2. 本人及びその方の生計を維持している方の市町村民税の所得割を課税されていないこと（非課税世帯又は均等割りのみ課税世帯）
3. 災害その他の事情により、生活の状況が困窮していると認められる世帯

>>> 入所の申込みから決定までの基本的な流れ



入所した場合の費用について



養護老人ホームでは、収入に応じて以下の表のとおり費用を区市町村にお支払いいただいております。

(平成26年4月現在)

対象収入による階層区分		費用徴収基準月額
1	0～270,000 円	0 円
2	270,001～280,000	1,000
3	280,001～300,000	1,800
4	300,001～320,000	3,400
5	320,001～340,000	4,700
6	340,001～360,000	5,800
7	360,001～380,000	7,500
8	380,001～400,000	9,100
9	400,001～420,000	10,800
10	420,001～440,000	12,500
11	440,001～460,000	14,100
12	460,001～480,000	15,800
13	480,001～500,000	17,500
14	500,001～520,000	19,100
15	520,001～540,000	20,800
16	540,001～560,000	22,500
17	560,001～580,000	24,100
18	580,001～600,000	25,800
19	600,001～640,000	27,500
20	640,001～680,000	30,800
21	680,001～720,000	34,100
22	720,001～760,000 円	37,500 円
23	760,001～800,000	39,800
24	800,001～840,000	41,800
25	840,001～880,000	43,800
26	880,001～920,000	45,800
27	920,001～960,000	47,800
28	960,001～1,000,000	49,800
29	1,000,001～1,040,000	51,800
30	1,040,001～1,080,000	54,400
31	1,080,001～1,120,000	57,100
32	1,120,001～1,160,000	59,800
33	1,160,001～1,200,000	62,400
34	1,200,001～1,260,000	65,100
35	1,260,001～1,320,000	69,100
36	1,320,001～1,380,000	73,100
37	1,380,001～1,440,000	77,100
38	1,440,001～1,500,000	81,100
39	1,500,001円以上	対象収入のうち 1,500,000円を超過した 額×0.9÷12+81,100円 (100円未満は切り捨てる)

※対象収入とは、前年の収入から租税、社会保険料、医療費などの必要経費を控除した収入をいいます。

※月の途中で入所し、又は退所したときは日割り計算になります。

※扶養義務者への費用徴収が発生する場合があります。

その他、詳細については福祉事務所でご相談ください。

●施設別比較表●

施設種別	対 象	サービス内容
養護老人ホーム	環境的、経済上の理由により、自宅にて生活することができない高齢者。一部支援が必要で、日々のサポート体制を必要とする高齢者。	・職員配置は生活相談員、支援員、看護師が日中は常駐しており、介護を含めた24時間の対応が可能。 ・食事提供や安否確認、生活相談など、生活に関わることは対応が可能。 ・必要に応じて在宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)を個別に利用することができる。
特別養護老人ホーム	要介護認定が必要。介護が必要な高齢者。	・介護サービス全般、他
軽費老人ホーム シルバーピアなど 高齢者福祉住宅	住まいがあれば自立した生活が可能になる高齢者	・必要に応じて在宅介護サービス(訪問介護、訪問看護、デイサービスなど)を個別に利用することができる。
サービス付き高齢者向け住宅	一部支援が必要な高齢者から、住まいがあれば自立した生活が可能になる高齢者。	・食事提供や安否確認の他に、個別に契約をすることで介護サービスを利用することができる。

養護老人ホームは
こんなケースに
有効です。

例) 基本的な食事の提供が必要、薬の管理が必要、不規則な生活になってしまっている(昼夜逆転など)、ひきこもりがちになっている、入浴や清掃など衛生面での関わりが必要、精神的なバランスが不安定、知的障害や認知症があり相談できる人がそばにいる必要がある、見守り支援が必要、生きがい支援が必要、虐待者からの保護が必要・・・など。

Q. 養護老人ホームへの入所は、どのようにして決まるのですか？

A. 入所の基準等については、P4をご参照ください。入所に際しては、集団生活に始めるかどうかや規則等を守れるかなどの確認や福祉事務所職員との面接の上、措置が決まります。その後、各養護老人ホームでの入所面接を行い、入所が決まります。

Q. 養護老人ホームでの（緊急）短期入所の利用について、教えてください。

A. （緊急）短期入所については、空ベット利用型、独自の料金設定にて専門のベットを持っている施設、区市町村と提携し、行っている施設などあります。入所に際しては、区市町村の養護老人ホーム担当窓口または福祉事務所にご相談していただくことが基本となります。

Q. 入所時に用意するものはありますか？

A. 入所時に用意していただく物は、施設により異なります。基本的には、生活を送っていただくための衣類やお薬などです。詳しくは、各施設にお問い合わせください。

Q. 養護老人ホームでは、どのような支援が受けられるのですか？

A. 養護老人ホームには、以下の職員がいます。入所している方の人数により、職員数は異なります。しかし、配置されている職員と役割は同じです。

職 名	役 割	配置基準（利用者：職員）
施 設 長	施設の責任者	1 名
事 務 員	施設事務等	必要数
生活相談員	生活全般における相談	30：1
看 護 職 員	医療（健康）相談・健康管理	100：1
支 援 員	生活全般における支援・お手伝い	15：1
栄 養 士	栄養指導・食事の提供	1 名
調 理 員	食事の提供	必要数
嘱 託 医	健康相談・医療相談	1 名

その方の状況に応じて、その方に合った支援を行います。

- ①食事・清潔・洗濯・病院・入退院等、生活に必要な支援をします
- ②介護予防や生きがい支援、就労支援などを通じて、元気で、自立した生活が送れるように支援します
- ③介護が必要な方に対しては、必要な支援を行います。基本的には介護保険サービスを利用していただきます



Q. 養護老人ホームでは、どのような生活を送れるのですか？

A. 基本的に、3食の食事、週2回以上の入浴、季節の行事や余暇活動としてのクラブなどを提供しています。各施設により、行事や規則の内容等は異なります。集団生活上のルール（食事時間や起床・消灯時間）などありますが、基本的には、ご自分のペースで生活することができます。

Q. 外出や外泊、面会などは、できますか？

A. 外出や外泊は、自由です。但し、事前に申し出ていただくようになっている施設が多いです。また、門限については、各施設により、様々です。
面会については自由ですが、面会時間等が決まっています。その時間内であれば、問題ありません。時間等については、各施設にお問い合わせください。

Q. 病気などへの対応は、どこまでやってもらえますか？

A. 基本的には、病院などをご自分で受診していただきますが、施設によっては、症状により職員が付添や送迎を行える場合もあります。また、緊急時は、職員が対応します。在宅酸素やインシュリン注射などが必要な方については、ご相談下さい。
また、日々の体調管理や内服管理が難しい方に対しては、職員が対応しております。



Q. 養護老人ホームの規則はありますか？

A. 基本的には、集団生活になる為、他者に迷惑をかけないことが大前提になります。また、公共の施設となりますので、営利活動や政治・宗教活動を目的とした、勧誘や布教活動などは、禁止しております。
また、入所者同士の金銭のやり取りなどは、トラブルの原因になりますので、禁止しております。

Q. 介護保険サービスは、利用できますか？

A. 在宅介護サービス（訪問介護、訪問看護、デイサービスなど）のみ利用可能です。また、サービスの利用方法は施設により異なります。施設へご相談下さい。

Q. どのような時に、養護老人ホームを退所しなければいけないのですか？

A. 養護老人ホームは、自立した方を対象としている施設です。その為に、退所・退去の理由は大きく分けて、以下のようになります。

- ①常時、介護が必要になり、施設での生活が困難になった場合。
- ②施設で対応困難な、医療行為が必要になった場合。
- ③施設の規則・規律を著しくみだし、他者や近隣住民に迷惑をかけるしまう場合。
- ④危険行為を繰り返す場合。
- ⑤地域で自立した生活が送れるようになった場合。

